（航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第三条　航行時二酸化炭素放出抑制指標は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものでなければならない。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準
一　ロールオン・ロールオフ旅客船	Dwが一万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$857.4605\times(10000)^{-0.38}$以下であること。
	Dwが一千トン以上一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$857.4605Dw^{-0.38}$以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$902.59Dw^{-0.381}\left(1-0.05\frac{Dw-250}{750}\right)$以下であること。
	Dwが二百五十トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
二　クルーズ旅客船	Gtが八万五千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$119.588Gt^{-0.214}$以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$170.84Gt^{-0.214}\left(1-0.3\frac{Gt-25000}{60000}\right)$以下であること。
	Gtが二万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
三　タンカー等（次号に掲げるものを除く。）	Dwが二十万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$1035.98Dw^{-0.488}$以下であること。
	Dwが二万トン以上二十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$975.04Dw^{-0.488}$以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$1218.8Dw^{-0.488}\left(1-0.2\frac{Dw-4000}{16000}\right)$以下であること。
	Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

（新設）